

条例見直し調書

作成年度

平成20年度

条例名	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例		
条例番号	平成12年神奈川県条例第8号	法規集	第8編第5章
所管部局室課	保健福祉部生活衛生課		
条例の概要	食品衛生法第50条第2項及び第51条の規定に基づく営業に係る公衆衛生上講すべき措置の基準（管理運営基準）及び営業の施設基準その他食品衛生に関し必要な事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	この条例は、食品の安全性の確保のため、そして飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項を定めているものであり、また、営業者は営業許可を得るため申請を行うが、その手数料も定めていることから、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	<p>法の趣旨を遵守するため、本条例で定める管理運営基準及び施設基準の規定は有効であるが、一方で、近年の食品に係る問題が多発したことに伴い、発生防止等の措置をさらに図るために、管理運営基準の規定について、法の趣旨に照らし本条例の改正を検討する。</p> <p>また、手数料の額は人件費等を考慮して算定しており、適正なものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県所管区域の食品営業施設数 H20.3 62,135 H19.3 65,901 H18.3 75,939 <ul style="list-style-type: none"> ・県所管区域の施設監視率 (監視件数／監視計画件数) H20.3 111.2% H19.3 111.1% H18.3 112.7%
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	<p>管理運営基準及び施設基準における規制の程度は、必要最低限のものであり、効率的なものである。</p> <p>また、手数料の金額及び算定方法は明確であり効率的である。</p>	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	食品事業者の自主衛生管理を効果的かつ効率的に行わせることを目的とした本条例は、安全で安心な食生活の確保を戦略プロジェクトの一つに掲げる「神奈川力構想」の施策の方向性に適合している。	戦略プロジェクトとして取り組む事業：「食品事業者の自主的な取組みの促進、製造・流通段階における食品の検査及び監視の充実」を図るもの。
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	食品衛生法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。	
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 国のガイドラインを踏まえ管理運営基準について、必要な見直しを行う。	特記事項
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無